

広島県告示第三十二号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十九年一月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 協力の申出が撤回された救急医療機関

名 称	所 在 地
せのお循環器内科・心臓血管外科	広島市安佐南区西原七丁目八番三八号

二 救急医療機関として認定された医療機関

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
広島心臓血管クリニック	広島市安佐南区西原七丁目八番三八号	平成三三年一月二五日	